

埼玉青年税理士クラブ誕生

11月13日(土)・創立総会

●全国青税連に第六番目の団体加入●

全国青税連

日税連会長 と対談

全国青年税理士連盟は、組織拡大に全力をあげて取組んできたが、昨年度の神奈川・鹿児島に次いで「埼玉青年税理士クラブ」(会員数五〇名)が団体として加入した。この結果、団体加入は六団体となった。

十一月十三日(土)午後二時から村山税務会計事務所三階ホールで創立総会が開催され、村田全国青税連会長・寺沢東京青税連会長・小川神奈川青税クラブ代表幹事らが出席して青年税理士らしく活発な議論の末、税理士制度の発展強化を目的として行動することを確認して午後四時に終了した。

当日は、東京青税連会員の関本秀治君の記念講演「質問検査権について」が行なわれ、午後五時から、鳥料理の「福寿」で懇親会にうつり、夜遅くまで、唄あり、踊ありの酒宴のうちに親睦の笑いがいつまでもつづいた。

おめでとう!

○埼玉青年税理士クラブ
結成さる

○第四回野球大会で名古屋青税連二連覇なる



清流

◆全国青税連会員も、ついに千五百名を超えた。北海道から九州まで盛上る気運は大きい。村田会長始め全会員の労苦が実を結んできた感じ。名実共に全国的となる日も近いであろう。

◆本年度から理事会となり、東京都と二回を終った。全国的な役員人事のため、地方からの出席も多くローカル色豊かとなった。発言も純粋で視野も広く、喜ばしいことである。

◆付加価値税がクローズ・アップされてきた。遠く取引高税を思い、ゾツとする人も多からう。国民感情の尊重が根本原則である。活発な論議が望ましい。

◆税理士には一匹狼が多すぎる。一人では何も出来ない。チーム・ワークこそ必要である。全国青税連に若き情熱を結集し、団結をためよう。

◆商法・税理士法改正が渦を巻いている。軽はずみに発言し行動する人が多い。熟慮断行の精神を忘れないようにしましょう。

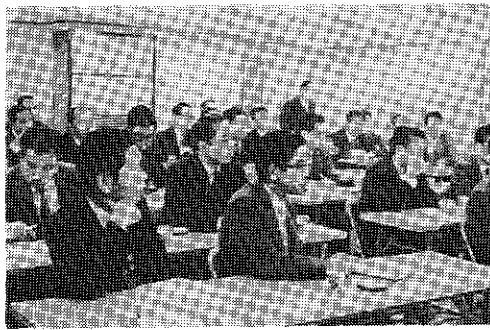
埼玉青税クラブ 初代会長に村山利喜君を 選出

埼玉青年税理士クラブ(会長
村山利喜君・会員数五〇名)

は、かねてよりクラブ結成を目的として全国青税連の個人加入会員を中心として加入呼びかけを行っていたが十一月十三日(土)に三十名の会員の参加をえて埼玉県福岡町の村山税務会計事務所創立総会を開催した。

◇式次 第◇

- 一、開会の挨拶
- 一、経過報告
- 一、議長選出
- 一、議事



第一号議案

埼玉青年税理士クラブ規約
(案)承認の件

第二号議案

初年度運営方針(案)承認の件

第三号議案

初年度収支予算(案)承認の件

第四号議案

役員選出の件

第五号議案

その他

一、来賓挨拶

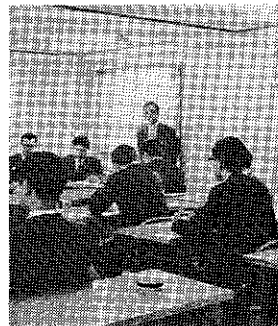
一、閉会の辞

山發起人代表は、創立総会までの経過説明で「四年前から埼玉県の川越部会に数人の若手が集り酒をくみ交しながら、グチを云ったりしていたが、年を経るにつれて人数も増え、全国青税連とのパイプも出来て、税理士制度の発展強化には若い税理士の集団をつくる必要性を感じ約一年かけて会員増強の運動をしここに結成となった」との報告があった。

立総会は式次第に従って進められ

第

一号案の審議で、「何故、埼玉青年税理士会としくなく、クラブとするのか」「会計監事をおく必要があるのではないのか」「税理士制度の発展強化を目的に掲げているが、もう少し、くわしい説明を求めたい」等の意見が出された。



規約(案)は一部修正され、第一号議案から第三号議案まで原案通り決議された。

なお、本年度の活動方針は、創立まもないこともあって、研修と親睦を中心において、組織拡大をおくことに決定した。

役

員選出については、發起人一任となり、新会長には村山利喜、副会長には洪沢澄男・小泉初男・栗原登の四君が選出された。

役

員を代表して村山会長は、「初年度であり、七カ月の期間なので親睦を通じて組織を拡大し、研修を深めて業務改善に努力したい。県内の青年税理士に加入呼びかけを行い、全国青税連には団体加入したい。全国青税連では業務改善部を新設して決算チェックシートの作成を急いでいるが、当クラブとしても業務改善の研究をし、全国青税連とダブルなように進めたい。当クラブに対して誤解している人が多いので、会員を増加しつつ拡大に全力を集中することが先決である」と挨拶した。

来

賓として出席した全国青税連の村田会長は挨拶の中で「全国青税連は税理士制度の発展強化を第一のそして最終的な目標として考え、研修・親睦は、あくまでも第一目的を補充する目的であり、決して、そのみが目的でない。

埼

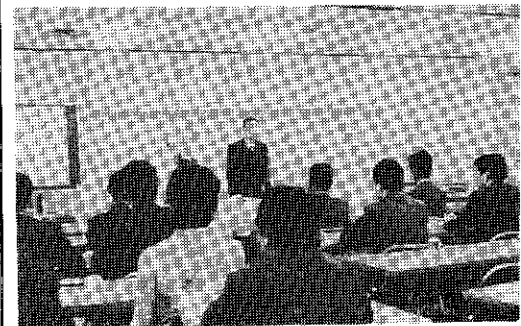
玉青税クラブの目的と我々、全国青税連の目的とは全く同一であるので、今後、全面的な協力をお願いしたい。埼玉青税クラブの加入は、内外に与える影響は、すこぶる大であり、一五〇〇名の会員となった。我々は慎重な言動をして、純粋な心で税理士制度の発展に最大の努力をしたい」と述べ、最後に、十一月十日に日税連に提出した「税理士法改正に関する要望書」を読み上げた。

◇記念講演◇

立総会を記念して東京青税連会員の関本秀治君の「質問検査権について」のユニークな研究発表が一時間にわたって行なわれ、税務調査にあたっては、法的根拠に基づいて強い姿勢をとる必要があることを強調し、出席会員の共鳴を呼んだ。

◇懇親会◇

方から場所をかえて、亀久保の鳥料理「福寿」で笑



日本税理士会連合会

会長 木村 清 孝 殿

昭和46年11月 8 日

全国青年税理士連盟

会長 村 田 昭

※ 税理士法改正に関する要望書 ※

最近、税理士法改正の為の日税連執行部案なるものが取りまとめられていると聞き及んでいますが、執行部案は日税連の「税理士法改正に関する第二次試案」の尊重はもとより、我々、全国青年税理士連盟の第4回定時代表議員総会・京都宝池大会決議文として採択された。

「税理士法を改正し、特別試験の廃止と真の自主権・代理権を獲得しよう」

の趣旨を充分におくみとり下さり、これらを中心にして、日税連執行部案を取りまとめられることを要望し、あわせて真の自主権の獲得なしに「税理士会の組織団体」の改組を検討しても無意味であると思います。

以上

い池の鯉を見ながら埼玉の夜を楽しんだ。酒の量があがるにつれ、唄、踊、に興じ、エッチな余興も、とび出し笑いの渦で酒宴は最高潮となり夜のふけるのも忘れたひとときを過した。

お、青税連関係の出席者は、全国青税連村田会長、同荻野組織部長、同押久保組織部長、寺沢東京青税連会長、同平山総務部長、小川神奈川青税クラブ代表幹事、同中尾総務部長代理、前田前全国青税連代表幹事であった。



埼玉青年税理士クラブ規約(案)

- 第 1 条 本会は埼玉青年税理士クラブと称する。
- 第 2 条 本会の目的は下記の記りとする。
 1. 税理士制度の発展強化
 2. 会員相互の研修及び親睦
 3. 会員相互の連絡、提携及び資料交換
- 第 3 条 本会は青年税理士を以て組織する。但し年令45歳に達したる会員は役員になることは出来ない。
- 第 4 条 本会に次の役員を置く。
 1. 会長 1名
 2. 副会長 3名
 3. 幹事 若干名
 4. 監事 2名
- 第 5 条 本会に顧問及び相談役を置くことが出来る。
- 第 6 条 会長は本会を代表し会務を総轄する副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を代行する。幹事は会務を分掌しこれを推進する。
- 第 7 条 本会の役員は会員中より総会において選任する。
- 第 8 条 役員は任期は1カ年とし再選を妨げない。但し補欠選任者は前任者の残任期間とする。
- 第 9 条 総会は本会運営に関する事項を決議し、役員会は、その決議に基づき会務を執行する。
- 第 10 条 総会及び役員会は構成員の過半数をもって成立し出席会員の過半数をもって決する。委任状はこれを認める。
- 第 11 条 本会の会計年度は毎年7月1日より翌年6月30日までとする。
- 第 12 条 本会の会費は年額5,000円とし、毎年5月と11月の年2回払いとする。中途入会者は入会の月より月割額420円により定める。

埼玉青税クラブ活動方針

(1) 税理士制度を発展強化させよう

(2) 研修を深め業務に反映させよう

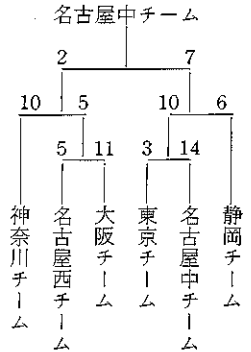
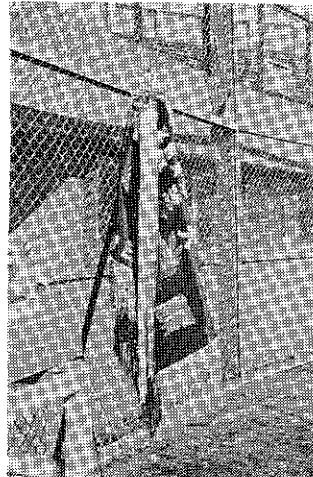
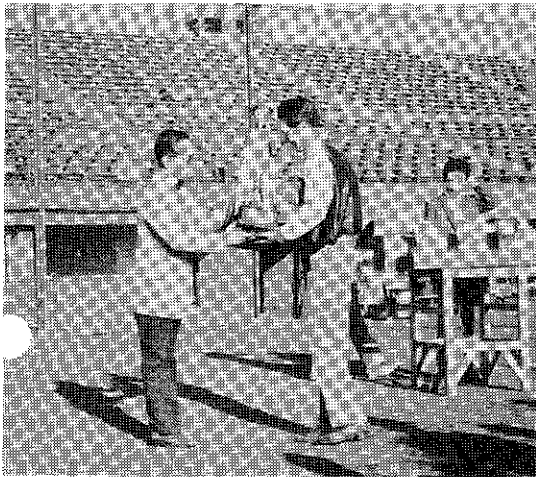
(3) 親睦を通じ組織を拡大しよう

具体的活動方針

- 税法研究会を二回開催する
- 業種別企業指導研究会を一回開催する
- (2) 組織
 - 県内青年税理士に入会案内を発送する
 - 新規合格者に入会案内を発送する
- その他、業務改善と厚生にも力を入れることになっている。

第4回親善野球大会終る

11月11日木・名古屋市営瑞穂野球場



五周年記念行事の一環として行なわれた第四回野球大会は、ソフトボール大会とし、個人加入会員でも一人で気軽に参加出来るように企画された。

前日は小雨模様名古屋地方であったが十一月十一日は、早朝から曇一つない日本晴れの好天気恵まれ六個の夜間照明をもつ、名古屋市営瑞穂野球場で午前十時からの開会式でスタートした。

◇入場式◇

各務実行委員長の開会の辞、村田会長の大会開催の趣旨を含む挨拶の後、来賓を代表して古川名古屋税理士会副会長のお祝いの言葉があった。

今回、始めて参加し、大会の成功に花をそえた静岡チームの伊藤選手が宣誓に立ち、ルール説明で入場式は終わった。

◇試合風景◇

試合は別掲のとおり、六チームで「親睦第一、勝敗第二」をモットーにAグラウンド、Bグラウンドの二面を用いて、古川名古屋税理士会副会長の始球で開始された。

気軽な参加で呼びかけたため、ユニホーム姿あり、トレーニングスタイル、セーター姿ありで、シャツの色も、黄、青、赤、茶、緑の色彩ゆたかなグラウンド風景で母

子づれでパパの応援もあった。

優勝戦

	1	2	3	4	5	6	7	計
名古屋中	1	4	0	2	0	0	0	7
神奈川	0	1	0	0	0	1	0	2

三位決定戦

	1	2	3	4	5		計
静岡	1	0	0	4	2	/	7
大阪	3	0	1	0	0	/	4

一回戦

	1	2	3	4	5	6	7	計
名古屋中	3	0	5	3	2	0	1	14
東京	1	0	1	0	1	0	0	3

二回戦

	1	2	3	4	5	6	7	計
静岡	0	1	0	4	0	0	1	6
名古屋中	1	0	3	0	0	6	X	10

三回戦

	1	2	3	4	5	6	7	計
神奈川	0	0	3	0	2	5	0	10
大阪	1	0	0	1	0	0	3	5

	1	2	3	4	5	6	7	計
名古屋西	1	0	0	0	4	0	0	5
大阪	3	0	3	4	0	1	X	11

◇成績発表◇

優勝 名古屋中チーム

二位 神奈川チーム

三位 静岡チーム

(個人賞)

最高殊勲選手賞 陶山幹夫

優秀選手賞 水村好一

打撃王賞 水谷義広

(ユーモア賞)

三振王賞 小山光司

失策王賞 増田昌弘

◇閉会式◇

挨拶に立った村田会長は、「ぜひ静岡チームに優勝してもらいたかったが、東京から補強したメンバーが悪かった(?)ので残念でした。来年は、東京・大阪・名古屋以外からの優勝を祈る」とのべたので笑いが静かな場内をおおった。会長より名古屋中チームに優勝旗と会長杯、賞状が手渡され、個人賞、ユーモア賞該当者にも、それぞれ賞状と盾が渡された。

◇懇親会◇

懇親会は緑の丘美しい庭園内の音楽結婚式場・東山ガーデンに会場をうつし、夢の中国料理を味わった。

運動の後でもありビール・酒がみるみるうちに消えてなくなり、顔が赤くなるスピードも早く、余興の出るのも早かった。

エレクティオン伴奏で流行歌を、
 カッコよく歌う名古屋の会員、ダンスをホステス相手に興じる役員……で野球大会よりも、華やいだ雰囲気だった。

六時すぎには全ての行事を終了し、東京へ、大阪へと帰って行った。

◇お祝ありがとう◇

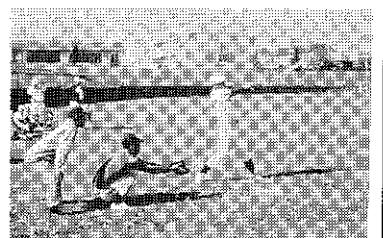
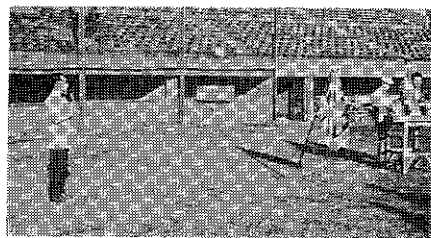
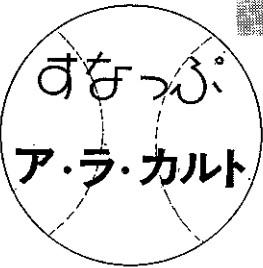
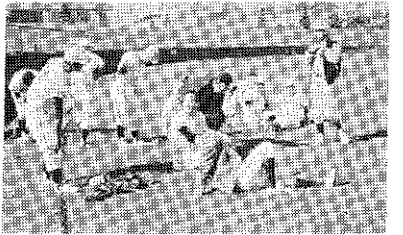
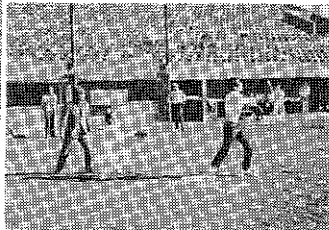
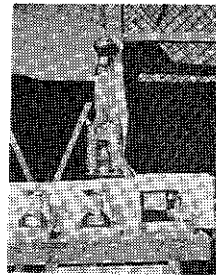
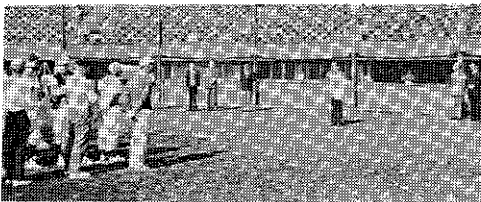
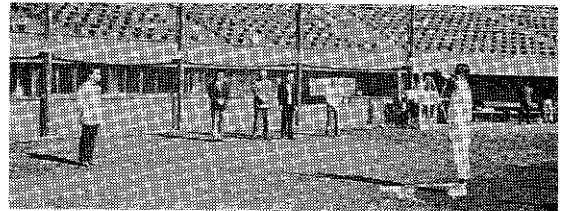
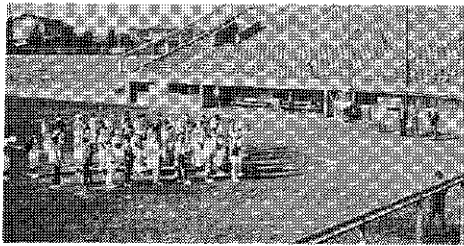
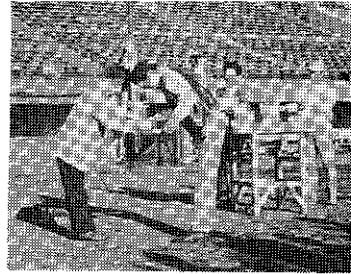
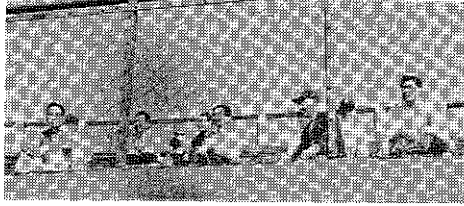
来賓出席者・名古屋税理士会古川副会長、エヌビー通信社名古屋藤縄総局長、大阪專業税理士協議会南会長代理

祝電をいただいた方・大阪合同税理士会川口会長、東京地方税理士会朝日会長、九州北部税理士会中国会長、東北税理士会松本会長、全国婦税連福森会長

◇雑 感◇

野球を楽しみにしていた会員はソフトボール試合では、ものたりないとの不満もあったが、楽しかったとの評を耳にした。各賞の決定は公平に配分する見地から選考され、特に、ユーモア賞は村田会長の希望で始めて設けられたが、受賞の時は、本人はもとより出場選手から笑いが続いた。

静岡チームは個人参加であったので東京チームから補強し、混成チームとして仲良く遊んでいた。



(全) 国青年税理士連盟は、十月八日、京都で開催した本年度第二回理事會で付加価値税についての意見交換を行い、全国青税連として正式発表をする前に、理論的研究を掘り下げる意味で「付加価値税理論小委員会」を設置し、十月二十日東京で開催された研究部会で小委員会のメンバーが選任され、十二月初旬に付加価値税に関する意見書の原案を作成することになった。

他方、五周年記念行事の一環として行なわれるシンポジウムでも付加価値税を採り上げることになり、全国青税連では、その理論追求にのり出したのである。

(他)の団体等では、反対決議をしつつある現在、後手に廻っている感があるが、十分な理論をつみ上げてこそ全国青税連的であるとの判断から、この様な態度決定をしたのである。

これらのことを背景として、あえて付加価値税問題をこの主張欄で採り上げたのは、一つの問題提起とし、全会員に考えてもらいたいからである。

(水) 田蔵相は、報ずるところによると、この二、三年内に付加価値税を導入する決意を固め、事務当局に指示をし、公共事業拡大によ

る財政主導型経済に移行するには増税政策に頼る必要があり、それを充足させる新しい税制は、付加価値税導入が最適と判断した様である。増税目的の税制である。

(税) 制調査会の「長期税制答申」では、付加価値税導入は、高福祉実現の財源とし、いわゆる「高福祉高負担」の原則をうたっている。確かに高福祉を実現させるには、高負担であろうが、国民の側から云えば、経済性の原則にのっ

張 主

低負担・高福祉こそ

付加価値税を真剣に考えよう!

張 主

に重い負担をする逆進性があげられ、その利点としては、税負担感が薄い。対象品目が包括的であると云われているが、我国の実情から考えると、西欧諸国と異なり一般消費税の下の地がないので、なじみにくい点があり、納税者にとっては複雑でわかりにくい。

(そ) して、付加価値税導入の理由は、直接税偏重に限界がきたこと、経済成長率の延びなやみであるが果して、一般消費税のうち付加

た低負担、高福祉こそ望ましいのである。大衆課税と云われる付加価値税導入は、高福祉の具体策を国民の前に示し、国民の合意を得る過程こそ新税制移行の最大の条件であり、必須条件でもある。

(高) 負担、低負担の議論の前に、「負担の公平性」を改善しないままに、負担の高低を論じるのは国民感情を無視したものであろう。

(付) 加価値税の欠点としては、物価上昇の原因、低所得層が相対的

理士としては、付加価値税導入を見逃すことは出来ない。

(税) 務代理どころか、月々の計算整理屋になりさがってしまうし、現行税理士法では、間接税は税理士の業務対象外であるので、税務代理どころではない。例え、間接税が対象業務となったとしても、税務監査への道が開らけるのみで税理士は、徴税機構の補助的存在となるだろう。

商法改正で問題になっている記帳義務の問題も、この付加価値税導入と無関係とは誰れも断言できないだろう。

(現) 在、問題化している臨時税理士も、これとの関係でとらえる必要があるうし、特例試験制度の一方的な延長の理由づけにも発展しよう。そして、徴税側にとつて、とり易い税体系であるし、間接税である点から、国税犯則取締法の対象となり、ますます徴税側の介入も強くなる事が予想される。

(税) 理士にとつて、税法系の変化を傍観してよいはずがない。

我々は国民と共に、この付加価値税導入を考え、新しい国民運動を日税連が先頭に立って行う必要を痛感する。ここに、あえて、付加価値税を採り上げた理由がある。

(次) に、中小企業を擁護する税理士の立場、納税者の権利を擁護する為に税務代理権の真の確立を目指して民主的申告納税制度を支えている税理士制度の発展を願う我々、税理士、特に、将来に希望をつないで日夜努力している青年税

青 税 告 知 板

●原稿を書きましよう

随筆、論文、詩、俳句、紀行文、マンガ、風景写真等の原稿をお願いします。

◇理事會等でもり上げてもらいたい議題がありましたらご連絡下さい。

▽連盟に対するご意見、ご批判をお聞かせ下さい。

☆「彼の特技」・「私の趣味」・「我が友」あいつのアダナ」の原稿を送って下さい(約三〇〇字・要写真)

■各地で問題化しているような税務上の事件・各地の情報を連絡して下さい。

◎日税連の機関紙「税理士界」に「ジャンボ」欄があり、これは若い税理士の意見を自由にのべる場です。

青年税理士の投稿をお願いします。

●原稿等の送付先は
連盟本部まで

東京都目黒区碑文谷1-19-13
税理士村田昭事務所
〒1152

組織部報告

組織部長 荻野弘康

昭和四十六年八月七日

東京税理士会館で第一回の組織部会を開く。(第二回は十月八日) 具体的な事業計画の検討と未組織地域の情報収集を行う。

遠隔地の役員からは、予め欠席の連絡と書面による審議資料が送られて来ており、それを分析する。

|| 福井県(斎藤君) ||

小浜市では、七名のうち三名が加入しており、加入率では全国で最高だ。この調子で全国化が進めば、全青税五千名も夢じゃない。他の地区も、福井県の加入率を見習うべきである。

|| 四国(吉田君) ||

高校の修学旅行の時に四国へ行ったが、瀬戸内海の波の青さと静かさが今でも目に浮んでくる。

吉田君の話によると、高知の組織化は、殆ど100%達成しているとの事。他の県については、まだ少し時間がかかる様です。

|| 九州北部(森山君) ||

二八〇名程度の昭和生まれの税理士がおります。商法や税理士法にも関心が強く、今後の結果と活躍は、期して待つべきものがあります。

|| 北海道(谷本君) ||

森繁久作词、作曲の知床旅情で一億人の目が、北海道に注がれます。

ました。加藤登紀子も大分もうかつた事でしょう。情報化時代ですが、当地は足場が悪く(帯広)なかなか八名の会員とも顔を合わせません。多少封建的なところもありますが、地域の事情は若さで打破したいと思っております。

|| 青森県(奈良君) ||

小川原湖開発計画で一躍脚光を浴びて参りました。土地も値上がりしました。デトロイトと同じ緯度にあるそうです。東

北新幹線が開通したら、開通記念に全国青税の総会を当地でやりたいと思います。

|| 山形県(安孫子君) ||

一般試験合格者二〇名程度。現在はPR中です。

|| 新潟県(大淵君) ||

魚沼部会七名中三名加入。長島級的好打率。ここも上越新幹線。(情報提供各氏・文責荻野)



連盟本部の動き

九月十五日の広報部常任委員会

で「連盟本部の動き」を日誌風に書き会報に掲載することに決定したので、本号は最近の動きで主要なものを簡単にのべることにする。

十月二日・夜、アルバイト二人

で組織拡大の各県委員長(三十一名)に委嘱書と要望書簡、小包をつくり、会報、入会申込書を送付。

十月五日・個人加入会員一五七

名に①一人一名紹介運動②連盟に対する意見聴取の書面等を送付。同様の書簡を団体加入の責任者にも送付。

十月十日・木村日税連会長との

対談の模様をテープから原稿化、十三日、木村会長に送付。

十月十三日・規約委員長に委員会開催を要望、賛助会員制度の検討の書簡送付。

十月十八日・各部長、各委員長に部会等の活動についての要望事項の書面送付。その旨、担当副会長にも連絡。

十月二十五日・十六日と二十三日を含めて、アルバイト延八人で直接発送態勢の宛名カードをチェック。

十月二十六日・東京会、日税連にシンポジウムの案内記事掲載依頼。野球大会の招待状(二十一名)と、個人会員二十四名に野球大会参加依頼文書送付。

高知青年税理士クラブの近況

10月16日月例会を開催し、予てより名称及び会則の変更について討議を重ねてきたが、半年振りにここに確定した。当会は発足以来二年目を迎えようとしているが、発展はおろか、後退の兆しさえみえる。

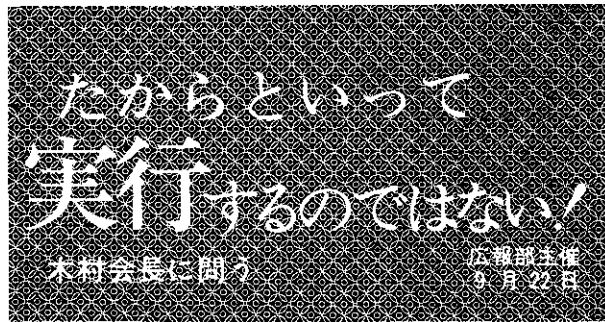
青年税理士は既存税理士制度を改革し、新しい制度を創造して行く世代機能を持つ、その変革と創造の役割を建設的に果して行く青年税理士でなければならぬが、そうした自

覚が徹底していないのか、もう一つ積極性に欠けている感がある。積極性に欠ける今一つの大きな理由は、当会が全国青税連の下部組織でないという認識が一部にあるからであろう。現に当例会でそうした意見がほめかされた。

下部組織でないと考えた理由は、当会には全国青税連の個人加入者以外の先輩も出席しているため、下部組織と鮮明に打出すと、そうした個人加入以外の者が出席しにくいし、当会自身も一人でも多く出席してもらわないと発展しないという考えから来るものである。

このように先輩の者を中心に考えた会は既に青年税理士会ではない。あくまでも青年を中心に進行すべきで先輩の者には発言しないことを条件に出席を許可すべきである。そうした会こそ真の青年の会であり青年の自主性が保たれ青年としての責務を果し得よう。我々青年税理士の主願である税理士制度の発展強化、まして税理士法改正問題に直面した現在、全国の青年税理士が一丸となり、日税連を動かす力を必要とする現時点において、団体加入はおろか、下部組織でもない認識したことは支離滅裂である。

次月例会では、高知の小さな数に籠らず、全国の青年税理士は一つという大きな気持で、真の青年としての高知青年税理士クラブに改革すべく討議せねばならない。



九月の日税連正副会長会初日の夕方、木村日税連会長にインタビューが実現した。当日は日税連から北川、添田の両副会長の陪席のもとに約二十分間という短い時間であったが、有意義のうちに終了した。

短い時間であったが、木村執行部の基本的姿勢が少しでも會員諸兄に判断願えれば幸いです。

日税連の在り方・進むべき道について、全国青税連は積極的に提言し、対話のうちに発展を見出したいものである。

日時・昭和四十六年九月二十二日 午後六時四十五分
場所・日本税理士会連合会・会長室

村田 正副会長会で忙しい所をわざわざ、時間をつくって戴き有難う御在います。

木村会長 いいえ。

村田 よろしくお願ひします。

この前、北川副会長に商法問題を中心として、割合つっ込んだ話しをしましたので、今日は、基本的なことを大局の見地から、お伺ひしたいと思います。

まず第一に、先般の日税連会長選挙で木村先生と川口先生が立候補され、二万有余の一般會員は、七月十一日発行の「税理士界」で立候補の意見表明をされ、これ位しか両先生のお考えを知るチャンネルがなかったのです。ですから、この立候補の挨拶文の中から、二

三、お聞きしたいのです。

冒頭に「日税連は現状のまま推移すれば大きな危機を招来するのではなからうか」と述べられていますが、この意味するものは何でしょうか。

木村会長 それはですね。はっきり云って、日税連の執行部が、完全に融和されていらないということですね。

村田 執行部というのは――。

木村会長 正副会長会にしても、常務理事会にしてもね――。

村田 それは、一体、どこに原因があったのでしょうか。

木村会長 どこに原因があったのか知りませんが、私の考えでは、融和という点が欠けていたのではないでしょうか。相手方をよく信じ理解し合つて、和氣あいあいの内に全ての会議で討論をやり、連合会を一本にまとめていきたい。これが第一に大切なことだと私は考えているのですよ。

統一とか和の具体策は……

村田 それから商法の問題ですが同じく、所信表明の中に「商法問題はその対策をめぐって急進派と

漸進派の対立ともいふべきものを會員間に生む結果ともなった」と云われ、これから「和」を考えだされたと思ひますが、こういう対立が現実にあつて「統一」とか「和」とか「融和」を表面に打ち

出された以上、相当、具体的な方法なり方針がないと、なかなか出来なと思うのですが。

木村会長 具体的といつても、お

たがいに意思の疏通が欠けていたからそうなのではないですか急進派というのは、決議があつたにもかかわらず、その決議を無視して、自分たちの信念であくまでも全面反対だ、全面反対だと独自の行動を取つた會員とそれを支持したグループのことです。我々執行部としては、一応、正副会長会で、きまつたことに従つて、穏便に事を運ぼうと考えていたことが、実行に移されなかつたことを残念に思つています。そういうことを考えて、私は云つたのですよ。

それは重大な発言だ

村田 そうしますと、これは、重大な発言だと私は思うのですが、

そうしますと二月九日の正副会長会で正式に「收拾する」と決議されたのですか。

木村会長 はい、そうですよ。

村田 正式にですか。

正式に決議された

木村会長 正式に決議されたのですよ。

村田 そうしますとね――。

正副会長会という

**最高の審議機関で
決定したものを……**

木村会長 だから、その決議を無視して、あくまで絶対反対だと執行部の一部の者が我々の決議を無視して行動したのです。執行部の一部なり、急進派の一部の若い人です。そういうことがあつてはならないと思ふ。

だから、そういう人達が、そういうことをする前に、私どもに、どうしてそういう決議をしたのか聞いてほしかったし、正式にきまつたなら、その通りに動いて戴きかけたのですよ。せっかく正副会長会があり、最

連判状をたし そのとおりに今度も

村田 隆雄

会で決定された。を棚上げしてしまつて議論するものだからピンとがはずれてしまつて――。

重大問題を正副会長会で決議できるのか 組織原則の見地から

村田 この点につきましてはね、正副会長会のみで、こういう重大問題を決議できるのか、十二月七日の理事会との関係、国民大会との関係等、色々の角度からお伺いしたいのですが、時間がありませ

高の審議機関で決定したものを、その下部組織である委員会とか、執行部の一部の者が反した行動をとるということは。そういうことが続けば、連合会は、めちやくちやになると思う。あくまでできなかったことは、きまつた通りに実行してもらいたい。

村田 ああそうですか。このことについては組織原則の見地から、色々と云いたいことが……。

木村会長 理事会ではね、その点をよくつきとめないで、急進派の行動がいいのであつて、正副会長

木村会長 ああ、そうですか。たのですが

会長として商法問題は――

村田 ところで現日税連会長として、商法問題についてどう考えておられるのですか。北川副会長から、ある程度のこととは伺いましたので、会長としての基本的なこと

でよいのですが。

皆さんの意見をよく聞いて

……

木村会長 私として

は、この前、東京の理事会に行つて、その時も申したことで、すが、私としての信念なり考えはありますけれども、私は「和」をもつていくと表明していますから、自分の意見というのには白紙にして、皆さんの意見をよく聞いて、皆さんで、これがよろしいという決議が出たら、その様に行動していきたい



たい。ています。私が、こうだ、ああだとはつきり云つてしまえば、私は会長ですから、それに従わざるを得ないということになるので、私は、私としての考えはありますけれども、それを発表することは、まずいと思う。

皆さんの意見をよく聞いて、皆さんで色々論議をして戴いて、これが最善だと決定されたら、私もそれに従つて対策を講じていきたいと思つています。

木村会長実現の 根拠しがあつたのでは

東京の理事会でも、その様に申しました。

村田 それから同じく所信表明の中で「私のこの考え方に大方の税理士会は賛意と協力を約して下さつたし……」ということですが、これは読み様によつては、先生が立候補される前から、既に、木村会長体制の根拠しが出来ておつたのではないのかと考えられるが、ちよつと、聞きづらひなのですがどの様に理解したらよいのですか

木村会長 その様な事は絶対にありません。今度の会長選には恐らく東京と大阪の会長さんは立候補するだろうとのことで、東京、大阪の両会長をはずして各会の会長が集つたことはあります。そして東京と大阪とはどちらが良からうかということ。

色々話し合つたのです。その時云いにくいことですが、東京・大阪の会長では、具合がわるいから是非、私に立候補してくれと多数の会長さんからお話しがあつたのです。勿論私はその柄では有りませんし又そんな事は考えてもいま

せんでしたので一度おことわりしたのですが是非との事で、それほど私が信頼されているのであればそれにおこたえねばならぬと思いい、一応、帰りました役員に相談した上、全役員が是非出るということなら、立候補しましよと約束して帰ったのです。そして全役員を召集して一同にはかったところ全役員からは非立候補してくれとの事でしたので立候補した次第です。

村田 それから一番お伺いしたい点ですが、これは純粋な気持ちで申し上げますので、おくみとり願いたいのですが――。

木村会長 ハイ。

木村会長は連判状にサインをされたので妥協の方向に……

村田 溝田会長から木村会長に交りましたね。先程、ちょっとおれまして二日九日の正副会長会をポイントにして、先生の表現をかりると急進派と漸進派。分裂行動が起きましたね。我々は七人の連判状事件と呼んでいるのですが、木村会長は、南九州会の会長名でサインをされておった。その南九州会の会長が、その後、日税連会長

に就任されたので、商法の問題は急拠、収拾の方向に進むのではないのか、政治は妥協の産物なりという考え方で、その方向に直進するのではないかと心配している一般会員が非常に多いと思うのですが如何でしょうか。

連判状を出したからといって今度も実行するのではない

木村会長 その点はどうですか。常務理事会の時に、お話ししました様に、色々の情勢を勘案した上で皆と話した上できめていくつもりです。その時と今では情勢が、ぜんぜん変わってしまいましたから。議会にして、いつ解散されるか判りませんしね。佐藤内閣も続くのかどうか判らないし。商法も出るものやらオジヤンになるものやらも判らないしね。刻々の情勢を勘案しながら、この

を皆んなで話しあって対策を講じようとなっているのです。あの時、連判状を出したから、その通りに今度も実行するのだというのではありません。情勢は変わったので……。

税理士制度の将来を考えたら妥協の余地なし 改悪という認識を会員にうえつける必要がある

村田 今のお話しを聞いて安心し



た一般会員もいると思いますが。商法についても少し多めたいのですが、今、会長が云われた様に、客観的情勢の変化で時間が出てきたわけですね。時間的余裕が出てきたわけですね。そこで、この与えられた時間を無駄に過すのではなくて、四月十日付の法律案には色々の問題点を含んでいるわけで、結論をいうと、適当な所で線を引いて妥協するという考え方は税理士会の将来にとつて、とりかえしのつかないことになるし、税理士制度の将来を考えた場合、收拾とか、妥協とかの意見は、どこからも出てくる余地がないと私は思っているのですか。

木村会長 ああ、そうですか。

村田 その様なことですから、木村会長が皆さんのご意見を聞かれるのは、非常に結構ですが意見をきかれる以前に、本当に商法は改悪であるという認識をですね、会長目ずからうえつける様な運動をこの与えられた時間に行う必要があると思うのですが。一般会員に正しい認識をうえつける運動を会長が先頭に立ってやられる必要があるのではないかと思います。

村田 ちょっと気になるのですが先般の第二十四回の日税連の定期総会で、はっきりと「商法改悪に反対し……」と重点施策に入っていますね……。改悪反対は重点方針ですから、その有効策を正副会長が先頭に立って実行するべきと思うのですが。

木村会長 重点施策であることは間違いないですね。税理士法も含めて、現在の日税連の大きな問題は二つです。この問題を解決

正副会長会で考えなおす

木村会長 その点は、具体策をどうするかについて、皆さんの意向を聞いた上で、正副会長会で、もう一ベン商法問題を考えなおして又、各会に呼びかけて反対運動の喚起を呼び起そうじやないかという事になれば、そうしますけども。

今のところでは、そういう問題は正副会長会では出ていません。

定期総会の重点方針を正副会長会が実行すべき

村田 ちょっと気になるのですが先般の第二十四回の日税連の定期総会で、はっきりと「商法改悪に反対し……」と重点施策に入っていますね……。改悪反対は重点方針ですから、その有効策を正副会長が先頭に立って実行するべきと思うのですが。

木村会長 重点施策であることは間違いないですね。税理士法も含めて、現在の日税連の大きな問題は二つです。この問題を解決

する為には、正副会長が一本になっただけでは駄目で常務理事会も理事会も、ひいては一般会員も一致して我々に協力してもらわないと出来ない。

正副会長会中心の 会務運営を行うのですか

村田 それから会務運営ですが、

日税連の正副会長会についてふれたのですが、見方によると、総会的構成員の会議体になっているし、実態は、常務理事会、理事会以上の相当の権限をもって運営されている。会則上の問題は別にして、実態論として。私は、溝田会長当時、正副会長会を月一回、開催するより、逆に、理事会を多く開く方がよいのではないかとお話ししたことがあり、溝田会長もなるほどそうだと言っておられました。木村会長は、今後も、正副会長会中心の会務運営を行うお考えでしょうか。

一番良い方法と思う 会連合会だから

木村会長 現在の時点では、私は

それが一番良い」と思っています。

若い人々は日税連を税理士連合会的考えを持っておられるが、私はあくまでも、税理士会連合会であるから、会の意向がどこにあるかを吸収して、各会の意見をまとめて、それに従って会務運営をすることが正しいと思う。

その為には理事会を多く開催することも必要でしょうが、理事会を開くには相当の経費がいりますから、各単位の会長さんに毎月、集ってもらい、日税連の意向も、単位会に伝えてもらう方が、経費もいらないし良いと思う。

村田 確かに日税連は税理士会連合会ですが、その運営を誤ると、十三人の会になるし、地域代表的なものになっては困るので……。

木村会長 地域代表ということはありませんね。どうして、その様な考えになるのか知らんが。地域代表には、ちがいないが、連合会としては各会で運用しやすい案を出していかねければならんと思っ

ています。
若い人々は、よく、税理士の総意を、総意をと、云われるが、税理士会連合会ということ銘記してもらいたいです。

二万有余の会員の立場で 会務執行をお願いしたい

村田 その問題はですね、如何にすれば、税理士の総意に基づく会務運営が出来るかということ、組織の在り方について云っている

のであり、税理士会連合会でも、実際の会務運営が、税理士連合会的な運営をするべきであると思

います。十三人の会長さんは、地方の会の会長であると同時に、日税連の副会長でもあるので、二万有

余の会員の日税連感覚がなければいけないと思う。

商法、税理士法については、どうしても一致団結して法改正運動を必要とするので、二万有余の会員の立場にたつて会務執行を是非

お願いしたいと思えます。

正副会長会を最高の 審議機関として 運営している！

木村会長 そうなんです。私はね。最初、全国の単位会の会長を

日税連の副会長とすることに反対だったのです。しかし、多数決でおしきられて、そうだったので

すから、もそれに服したのです。

今度、正副会長会を最高の審議機関として運営していますが、結果的には良かったと思っている。

というの、今までは、副会長以外の地方の会長は、平理事と同じしか発言権がなかったのですが、単位会の会長を平理事と一緒にしてもらったのでは困る。

村田 特に、融和はできないですね。(笑)

木村会長 各会との連絡融和は出来ないですね。だから、その意味に於て、私の意見は間違っていました。

各会の会長が副会長になってもらって一致団結していく方がよいと思っ

理事会こそ優先すべき！

村田 そうしますと理事会は厳として存在するし、一致団結を望み

人の和を求めるなら、理事会こそ正副会長会より優先すると思うのですがその辺のカネアイはどうですか。

木村会長 理事会にかける大きな問題はきまっていますから、その会則は、あくまでも守らなければ

なりませんね。正副会長会の独走は出来ませんから。

村田 そうしますと、例えば、この前の商法の問題で連判状事件が起きましたね。これなどは、今後は理事会にかけて実行するつもりですか、正副会長だけでやられるつもりですか。

木村会長 その点については、私も、はっきり申し上げかねますがね。

これは、絶対反対とはいっても政府と我々のたたかいでもありませんから、たたかひの最後のドタン場に来た場合には、一応、我々だけで結論を出して、正副会長会で処置しなければならぬ場合もありま

りましようし、それが悪かったということになれば、我々が連帯責任をとり辞職するとかの方法をとらなければなりませんね。その辺まで理事会まで聞いてということになれば、間に合わないこともありますから。

村田 見切り発車のことですか。

木村会長 見切り発車を、ある場合に於てはしなければならぬことともあるかもしれませんがね。

それは理事会を尊重しないという

ことではなくて……。

承認されなかつたら 責任をとる

村田 そうしますと、追認という
方法で理事会にかけるということ
ですか。

木村会長 そうです。承認は当然
うけなければなりませんね。

村田 そこで承認されなかつたら
責任をとるといふことですね。

木村会長 そうです。

会長は正義の人と きいたが……

きいたが……

村田 先生は熊本の人ですが、私
も熊本に居たこともあるし、鹿児
島の人間で、組織拡大で熊本の青
年税理士と会合をもったこともあ
ります。今夏も九州に行った時、
木村先生は正義漢にあふれる人で



あると聞きましたし、特に、官側
に対しては「云うなりにはならん
ぞ」とのお考えだそうで、その正
義漢は私は高く評価するし、今、
一番、税理士に必要なことは正義
漢だと思います。

木村会長 いやいや。

村田 今後、商法、税理士法問題
に対処するとき、又、臨時税理士
問題と付加価値税問題には、日税
連は先手を打って行ふ必要があり
ます。中小企業の代弁者でありま
すから。中小企業の擁護をする必
要がありますので。

先生、特有のキヤラクターであ
る正義感を大いに發揮されてやっ
て戴くと僕は信じてよいでしょう
か。

木村会長 そう信じてもらって結
構でしょう。ただ、私は、こうだ
と考えています。各単位の
の会長の正副会長が、私の考え
方とちがった方向にきまれば、私
は従いたくない時でも仕方がない
でしょう。

村田 くりかえしますが、重大問
題を正副会長会できめる場合もあ
ろうが、そのかわり、追認という
形で理事会にかけ、責任をとると
いうことですね。

木村会長 そうですね。

統一研修会をもう少し

村田 九州を廻った時に、日税連
に話してくれと云われましたので
実は「統一研修会」を日税連は開
催していますが、もう少し、テー
マなり講師を考えてもらいたい
の意見が出ましたので考えてほし
いのですが。現在の研修会の在り
方では効果がないし、もう少し、
中味のある方法を考えてもらいた
いのですが――。

木村会長 お聞きしておきましよ
う。これは北川さん、おぼえてお
いて下さい。
(木村会長は立合われた北川副会
長に云われた)

懇談会を行いたい

村田 それから、我々の団体のP
Rをしておきたいのですが、「全
国青年税理士連盟」は、明日の税
理士像確立をめざして、純粋な気
持で責任ある批判や提言をし努力
しているのです。何もゲバ団体で
もないし、良識グループであり、



私も、相当の努力をしています。
我々に対する誤解があつたら、
困るし我々は、理論を完全なもの
にして、明日の為に生きたいと思
っています。

出来ましたら、これは北川副会
長にも先般の対談の時にお話しし
たのですが、我々との対話をお願
いする意味で懇談会を行い、お互
いの意思の疏通を計りたいと思っ
ています。

木村会長 そういう方針であれば
別に、こぼむ必要はないし、若い
人々の意見を聞き、若い人々の考
え方を知っておくことは、執行部
としてもよいし、悪いことではな
いと思います。

村田 今まで日税連に、税理士法
改正の二次試案の公開についての
要望書と臨時税理士の件について
申入書を出し、いずれも回答を戴
き好感をもっているのですが、文
書では、意思の疏通の点で限度が
あるし――うしても懇談形式で対

全国青税連は日税連と 対等の立場ではない

木村会長 私は、日税連会長とし
て云うのですが、貴方がたの会は
正式の会じやなくて、任意の団体
ですから、日税連と対等の立場じ
やないということを考えておいて
下さい。回答するにしても、懇談
をするにしても、そういう意味で
するのですから。

村田 よく判っています。よろし
くお願いします。



話をしたい。

商法改悪阻止 資金カンパ

全国青税連では税理士会の二万有余の会員に対し、商法改悪のポイントを判り易く説明したパンフレット（商法の一部を改正する法律案に関する意見書）を送付して、正しい認識をもった上で反対運動を盛り上げることに10月8日の第2回理事会で決定しました。

発送諸費・印刷費が、全国青税連の予算では、まかないきれないので、会員から1,000円以上の資金カンパをお願いすることになりましたので、ご協力をお願いする次第です。

昭和46年10月8日

全国青年税理士連盟

※資金カンパ送付先

同封振替用紙で全国青税連口座までお願いします。

◇ ◇ ◇
今回の二回にわたる対談は、新しい木村執行部の考え方を少しでも対談形式の話しあいの中から、会員諸兄に組みとってもらいたいとの願いで企画したが、果してどうであったか広報部として会員の声を聞きたい。

対談実現に至る経過を説明すると九月九日付書簡で木村会長と北川副会長にインタビューを申し込んだ。早速、九月十二日に速達で北川副会長より連絡があり、上京する日程と税理士会館でお会いしたいとのことだったので、九月十八日行いたいとの連絡をとり、前号の対談となったのである。

九月十四日に、日税連の事務局長から電話があり、「今日、木村会長が上京しているが、時間が無い。出来たら北川副会長と一緒にしてもらえないか。話しが、くいちがったら大変なので……」とのことだったので北川副会長とは商法担当なので、商法問題について相当こまかい所まで話しあうことにしている、木村会長とは基本的方針にしろ大局的なことを質問したい。是非、そういうことで進めてくれ」と返答したのである。

九月二十二日に北川副会長に仲介の労を頼み、九月二十二日、午後四時三〇分に、事務局長より電話を受けて、六時三〇分に税理士会館で会うことになり、実現したものである。結局、北川副会長と添田副会長の陪席という形で七時までということ二十分のインタビューを行った。

村田会長は日税連の機関紙「税理士界」（第五三一号・七月十一日発行）の一面に掲載された木村会長の立候補の挨拶文を参考にして質問していた。

陪席された北川副会長は「この対談は短い時間ではあったが、意義のあることであり、効果的であった」と評されていた。

広報部としては、時期をみて、朝日副会長との対談も予定し、村田会長にその交渉を頼み、朝日副会長は心よく了承されたときく。今後機会あるごとに、対談を企画したいと思っておりますので、対談の相手とテーマについて会員のご希望がありましたら広報部までお寄せ下さい。

現在、新年号を五周年記念特集号として準備を進めています、会員の紙上座談会を企画しています。

連盟本部としては、九月十八日

(広報部)



十月十六日の会合に出席して

京都 角 谷 昭

私は大阪合同青年税理士連盟の前代表幹事を務め、定年四十才を過ぎたので、今は特別会員となっている。

先日大阪会の京都支部長、森君より、十月十六日に名古屋で青税連のOB会員の有志が東京、名古屋、大阪から集るので参加してくれとの連絡があり、私は何んの目的で何を話しあうのかを聞いたが、さっぱり要領を得ないまま、出席してみた。

今もって、その趣旨がさっぱり理解出来ないが、東京から参加した某君の話では東京会の会長選挙で溝田氏が敗れたし、日税連会長選挙で川口氏が敗れたのでその敗因を報告したいとのことで今まで青税・専税が一步先きを歩み、ある程度、体制が整って東京会、日税連の民主化がなつたかにも見た時に敗れてしまった。このような事態が今後、大阪、名古屋で起こらないとは云えないので、十分注意してほしいとの発表があった。その点は理解出来るし、専税協問題も話しになったが、これといった結論は出なかつたし、全国青

税連に対する批判はなかつた。しかし、結論らしきものといえは、今後、不定期ではあつても、会いましょうか、であつたが、但し、こういうOBの集りではあつても、全国青税連と全く無関係ではないので、議題等については、全国青税連の執行部に連絡をとりつつ了解をとることが一つ二つは、全く秘密の会合ではないが、屋上屋を重ねているとの批判が出るだろうから、例えば大阪で開くときは、単なるOBの集りではなくして、正会員、執行部の人でも参加できる様に、全国青税連会長の村田君あたりから呼びかけてほしいとのことであつたが、私が村田会長に聞いた範囲では、「何んの連絡もないし、了解をとりきたこともない。私は、OBの人々の親睦の集りで旧交を暖めようとしてゐるのではないのか」ときいた。しかし私は、少なくとも全国青税のOBでしかも、幹部の者が、こういう集りを呼びかけたことについては、疑問をもつ。全国青税連という大きな組織があるのであり、疑いをもたれる上、集りには賛

成しかねる。現執行部の立場からは、抗議するべきと思うが、この会合に限っては疑われる様なことはなかつたし、まじめなものであつた。この点は、現執行部に判つて戴きたい。しかし、正規の存在として、全国青税連があるし積極的な活動をしているのであるから、意見があればこれを通じて行ひ必要がある。今回の選挙の敗因についても、東京の問題は東京で解決するべきではないのかという意見が多かつた様に思う。そんなことをわざわざ集つて聞いても仕方ないとの意見も出ていた。私は、今、性格のはっきりしない集りがあるら、こちらである様だが、全く意味のない井戸端会議であり、一パイ飲む会であつても全国青税連の足をひっぱったり、反動的でないならば、よいのではないかと思つたりもしたが、今回は招集手続や呼びかけ方に問題があつたので、最初は、行くのはやめようかと思つた。その辺に、一言、現執行部として物申してもよいと思う。



山 登 り

東京 岩田 克夫

この夏、九年振り三度目の黒部峡谷、下の懸下を一人歩き、仙人池、池の平山、小窓雪溪から小窓尾根を経て剣岳を縦走してきた。久恋の黒部も、ダム周辺を一步離れると往昔のままの困難な山旅を強いられた。



小遠見より鹿島槍北峰 (手前は山を語る筆者)

年の八十日から百二十日を山で過し、在京時は海外遠征隊の手伝いと青春を山で過した。

現在は、春秋、子供を奥多摩や丹沢へハイキングならぬ食物を餌にクイキングにでかける。山は二人共、満一才の折、私

期の前アルプスの山々へ若き血潮をぶつつけていたのもいまは懐かしい想い出である。

山との邂逅は戦争中陳開先の北海道から、中学、高校、大学とヨリ高き、ヨリ困難を求めて

が背負つて記念登山し、山頂の洗礼を受けたためか、母親よりも強い。

親馬鹿とはわかつていても末楽しみにしている。

彼の特技

「狩猟と射撃」

北海道 中野幸一

(勇壮な大物ゲームと筆者)



見渡す限り広大な紅葉の山野、いてつく早朝、疾走する大物ゲーム(エゾオス鹿)を標的にボルトアクション銃で一八〇グレインのライフル銃弾をぶち込む。樹間にこだまする轟音と、右肩のショック、はじき出される葉きょうと硝煙の匂い。永い追跡の苦しみの後に満される攻撃本能。これこそ壮快で優雅?な男のスポーツではないか。

昭和四十四年度北海道ライフル射撃選手権大会第二位入賞。私の浅い射撃歴中特筆に価する事項であった、この年は夏中かかって射撃の基礎訓練のため真駒内自衛隊射撃場に通いつめた。すべて鹿猟解禁に備えての布石であった。選手権二位入賞は副産物の様なものであった。やがて解禁日、愛銃を肩に北見地方に遠征、仕事も家族も忘れてただひたすら標的(エゾ鹿)を求めて猟野に作戦を繰り広げた。追跡のため河を飛び超えササをかき

分け、急な崖をよじ昇り樹間を走る。したたる汗、八〇キロの体重で山野をかけ廻るのは、かなりしんどい。数時間後、深い山中で鹿の逃走路を推測して一人で待ちに立つ時は、期待と精巧な銃だけが心の支えである。永く寒い孤独の時間との戦に堪えねばチャンスは逃す。風に揺れるササの音の中に、かすかに動物の足音をキャッチ。遂

に見るエゾオス鹿の勇姿を、感激で胸が高鳴る。前方一〇〇m地点をこちらに向け走って来る、風下の私に気付いていない。反射的に銃をかまえる。銃に装着してあるスコープの中にパッチリ捕えた、早く引金をしほり度い衝動にかられる。初弾は失中するかも、と不安感が一瞬心をよぎる。が俺は北海道のライフルマン仲間では多少名の知られた選手だとの自信がよみがえり鼓動は鎮静する。スコープの中、相手は急に静止!俺に気付いたのだ、この瞬間が最良の発砲チャンスだ、前方七〇mの至近距離、風は弱いので弾道のズレは無視できる、サイトは一五〇mに

合せて、ので標的胸部の狙点の数cm下に標準、呼吸を止め柔かく静かに引金をしほる。樹間にこだまする轟音と共に大ものゲームは転倒!初弾は見事に命中したのだ。近寄る、立派なトロロイ(頭部)だ。体内でキノコ型に拡がる弾頭は胸をえぐって即死である。あつけない終末である。勝者の喜びが全身に満ちて来る。獲物は河原で解体する。山刃で皮をはぎ、内臓をかき出し新鮮な肉とトロロイが猟果だ。解体の様子は八ミリで撮影、帰宅後鹿料理を職員一同に馳走した後、八ミリ上映したところ女子職員「キャー」「先生は残虐ですネ」と来た。

私の事務所飾られている良い角を持ったトロロイはこの時の剝製である。すばらしい北海道の自然は子孫への大いなる遺産だ、北海道には、まだ緑と太陽の輝く自然がある。北海道は公害列島日本のおアシスかも知れない。好きな狩猟と射撃を楽しめる私は幸である。ただ狩猟の直後に心の片隅に砂をかむ一抹の後味の悪さが残るのは、精神力の強靱さの不足の故であろうか。



我が友



角谷 昭君

京都 山口 健

京都に男あり!
飲む、打つ、買う、そして人並以上に仕事もする。まさに四拍子揃った傑物である。飲めば斗酒辞せず、囲碁は五段の腕前、麻雀、ゴルフ、ボウリングはプロはだし。買う方も、あのカマキリのような体で……。事務所には美人のかあちゃんを待らし、逸早くコンピュータを採り入れ、そして相手構わず云いたいことをいい、その上誰からも好かれる名物男「角さん」である。
飲まず、打たず、買わず、正反對の私が彼を語る資格は無いが、彼の横顔を書け! という編集部よりの達での頼みで正直にペンを走らせた。
この春に青税を卒業し、悠々自適の生活を……。あにはからんや大阪合同会の理事をはじめ、幾多の要職を引き受け、目下公私に東西奔走中である。
この職業に誇りをもち、この世界をひたすらに愛す、最も尊敬する先輩の一人である。

片田舎からの報告

—香川における青年税理士の動き—

岡田 平八郎(香川)

青年税理士が「若輩」「新参者」として、会の運営にたずさわ

ることはおろか、会合の席で発言することすら勇気が必要とした香川の税理士業界に新しい息吹きが聞こえはじめたのは、二年余り前のことであった。

村田現会長、吉原現広報部長を高松に迎えての懇談会を契機として、試験合格者を中心に四国清新会が結成され、その中に青年税理士委員会が作られたの

が昭和四十四年十二月である。

当時——そして今はもつとそうなのだが——青年税理士は、努力の甲斐あって資格を取得しても、いざ開業となると事務所開設の資金も充分でなく、関与先も僅かしかない状態のなかで、日常の業務に追われ、何とか事務所運営を維持して行くのが精一杯であった。

さらに特別試験による税理士数の急増、税理士を役所の下請代書人扱いしようとする動きは企業の数

も少く、その成長度も大都市に比べて緩慢なこの地域においてはこの悩みをいつそう大きくさせている。そこから特別試験の廃止と真の自主権をもった税理士制度を求め、そのため青年税理士が自ら何かをしなければならぬという意識が生れてくるのは必然である。

今年六月の四国税理士会総会では、例の七人の侍の連判状の後を追って要望書を提出した会長を追求して「今後は会員の意志を尊重して商法改悪阻止に努力する」と約束させたこと、また在職中にその地位を利用して税理士、特に若手税理士の関与先を横取りしようとした新規登録申請者に対する批

判が強まり、登録調査会、綱紀監察委員会がこの問題を取り上げて調査に乗り出したことなどは、これまでの四国、香川の税理士会には見られなかった新しい力の拾頭である。

しかしながら青税の組織は未だ香川において十名足らずの個人加入会員を数えるに過ぎないし、お隣りの高知青年税理士会との連絡すら充分にとれていない現状である。青年税理士が仕事に追われて忙しく、会合に出席することすらむづかしいという問題、他の税理士団体の活動との兼ね合いの問題等々の困難を、一つ一つ打開しながら当面

諏訪の近況

諏訪部会には、数年前に昭和

生まれの税理士によって組織された昭和税務研究会なる会が生まれ今日に至っております。三年前に全会一致の意見により会則の改正が行なわれ、会員は全国青税連に加入することとされ、現在十九名の会員が加入し

ております。

当諏訪地方は、「東洋のスイス」といわれ、風光明媚で蓼科高原は古くから温泉郷として全国にその名を知られ、一方、時計・オルゴール等の精密工業が発達し、全国有数の工業地帯として数年前、新産業都市に指定されております。昭

和税務研究会はこの恵まれた環境のもとに、税務を中心に中広い諸問題の勉強に努力をして来ましたが、会は六月に役員の変更が行なわれ、新しい役員の下に、計画された研究課題に従って会合がもたれ、各会員の研究内容が発表され討議研究されるのです。

最近の課題の中心はコンピュータであり、最近計算センターを開業された三沢先生を講師に迎え、コンピュータの研究が数回にわたって行なわれ大

きな成果を納めました。また会合の都度話題になるのは、全国青税連の組織拡大であります。我々を取まぐ諸問題、税理士法改正問題、商法改正問題その他もろもろの難問に我々青年の若々しいエネルギーと新しい考えを結集し対処するには、どうしても全国青税連の拡大強化以外にないのです。支部の講習会などの機会にまた各自の交友等の機会に全国青税連加入の努力をしている現状であります。

全国青税連に入会しよう

全国青税連は各県に組織拡大推進委員会を設置し、また、1人1名紹介運動を行ない、全会員一丸となって拡大運動を実施しています。会員諸兄の絶大なご協力をお願いします。一日も早く真の全国青税連に発展させて、税理士制度の発展強化に努力しましょう。お知りあいの青年税理士がおられましたらご紹介下さい。(規約上は年齢制限はありません)

会員の拡大に努め、一日も早く全国青税連に団体加入できる組織を作りたくと考えている。全国の青年税理士諸兄の御指導と御援助をお願いする次第である。

連盟本部 152 東京都目黒区碑文谷1-19-13 電話 03-716-5382・7563 税理士 村田 昭 事務所

組織拡大推進委員会地区別委員長一覧

組織拡大に全力で取組んでいる全国青税連は、原則として各県別に県単位の組織拡大推進委員会を設置して、会報、シオリ等を資料として組織拡大に努力している。これと平行して「1人1名紹介運動」を行ない、現在、各地から問い合わせ等の連絡が本部に寄せられている。

役 職 名	氏 名	〒	住 所	電 話 番 号	
本部統括委員長	村 田 昭	152	東京都目黒区碑文谷 1-19-13	03-716-5382	
// 副委員長	荻 野 弘 康	116	東京都荒川区南千住 5-25-14	03-803-2328	
本部地区別委員長	東海、北陸、中国	各 務 重 則	453	名古屋市南区塩田町 2-8	052-811-4166
	東北、北海道	増 田 昌 弘	103	東京都中央区日本橋堀留町 1-4	03-663-0053
	四国、九州	矢 頭 昇	650	神戸市生田区三電町 1-17 和光ビル	078-39-4991
	東京地方	小 川 幸 男	220	横浜市西区岡野 1-9-7	045-311-7439
	関 信	村 山 利 喜	356	埼玉県入間郡福岡町上福岡 3-11-1	0492-61-2330

県 名	組織拡大推進 委員会委員長	〒	住 所	電 話 番 号
高 知	吉 田 平八郎	780	高知市浦戸町 47	0888-82-2041
香 川	岡 田 平八郎	760	高松市天神前 7-5	0878-61-8855
九州北部	森 山 積	830	久留米市荘島町 188	09422-4-2211
山 形	安孫子 昌 祐	990	山形市城西町 2-1-28	0236-22-7143
広 島	加賀田 三 郎	733	広島市吉島町 12-23	0822-45-1928
長 野	浜 今朝男	392	諏訪市湯の脇 1-13-4	02665-2-3712
鹿 児 島	前 田 哲 郎	895-25	大口市里 2077	
静 岡	内 山 隆 司	435	浜松市早出町 720-2	0534-61-7797
新 潟	大 淵 新一郎	947	小千谷市住吉町 344	025882-3498
青 森	奈 良 慶 吉	030	青森市大字松森字佃 252-48	01772-5-3730
帯 広 市	谷 本 宏	080	帯広市西の条南 8-3	01552-3-2145
埼 玉	村 山 利 喜	356	入間郡福岡町上福岡 3-11-1	0429-61-2330
秋 田	船 木 清 治	010	秋田市南通みその町 1-10 時田電機ビル	0188-33-6515
福 井	斎 藤 清 輝	917	小浜市小浜住吉 2	0776-2-1572
宮 崎	小 松 昭 喜	882	延岡市博労町 1-3	09823-2-6600
岩 手	高 橋 勤	020	盛岡市肴町 8-12 岡喜ビル 2 F	0196-23-6825
大 分	竹 井 良 文	878	竹田市大字竹田町 416	09746-2-3636
大 鳥 取	船 守 清 史	683	米子市加茂町 2-8	08592-3-1541
島 根	河 端 浩	698	益田市大字上吉田 181 安野産業内	08562-2-3265
山 口	上 村 昭 美	759-41	長門市東梁川 1180	08372-2-1505
石 川	能 生 富 治	920	金沢市平和町 2-3-3号 6	0762-42-3371
茨 城	若 泉 民 部	311-24	行方郡潮来町上町 188-1	02996-2-3475
栃 木	藤 沼 哲 夫	324	大田原市山の手 2-7-10	02872-3644
群 馬	今 井 肇	371	前橋市三河町 1-3-6	0272-22-4243
福 島	増 子 七 郎	963	郡山市大町 1-8-10	02492-2-2445
札 幌 市	小田川 繁	063	札幌市琴似八軒 2条東 4 丁目	0122-641-2311
函 館 市	古 山 勝 夫	040	函館市千歳町 27-3	0138-23-3175
岡 山	平 松 清 志	700	岡山市津島 1052-2	0862-53-1613
徳 島	川真田 一 男	770	徳島市昭和町 6-57	0886-53-3429
愛 媛	永 田 秀 雄	798	宇和島市堀端町 1-35	08952-2-4550
愛 知	増 田 進	492	稲沢市奥田町仲深 905-5	0587-32-8884

八月七日的第一回理事会に出席の通知があり、通知前に会長より理事にという電話があり「引受けます」と、しかも広報部と云ってしまつたが自分の年令を考えると青年と云うよりは壮年であらねばならない年であるが気持だけは青年である。

理事会には万難を排して出席全国青税連の動きを勉強しようと思いたつた。時刻表を買い特急寝台の切符も買い求めた。ところが台風二十三号が例年通り九州をねらつている。刻々と台風銀座「宮崎」に近づき、四日からの連続の雨で

全国青税連は今まで役員構成を大都會中心の東京・大阪・名古屋を中心として会務運営を行つてきた。昨年度は、神奈川・諏訪・高知から、久保田、浜、吉田の三君に役員をお願いし、貴重な意見や提言をうけ、又、地方の実情を直接耳にすることが出来て有意義な一年であつたし、地方とのパイプが役員を通じて結ぶことが出来た。この二年間の組織拡大運動の成果として三〇〇名に近い地方からの会員も増え、団体加入も増えてきたので、思い切つて全国各地から手紙又は電話で、本人の了解をとり、その上、希望する所属部

五日には日豊本線上り・下りとも完全にストップする始末である。ラジオと駅の電話に取りくみ確認するが台風が通過しても全く予想は立たないとのスゲない返事、国

理事会に出席しかけて

宮崎 小松 昭 喜

鉄はあてにできずと断念し切符を返す。しかしどうしても理事会には出席せねばならないと腹を決めた。

台風通過のニュースをきき、よ

し宮崎空港まで延岡より二時間三十分位はかかるがもう一度努力したのである。朝六時自宅出発、キャンセルを祈りながら……。東京行き一本、名古屋行一本、これま

でも行けなければ仕方ない事とあきらめるより外はない。「会長も理解して下さい。なんと宮崎という所は交通の便の悪いところ

らいて連盟の動き、特に理事会、部会、委員会の様子を連絡して、地元であつて活動してくれることを祈念していた。

によって九十五名の役員人事を組んだ。私は、理事会、特別委員会に出席する為の旅費、宿泊費を連盟から出せない実情もあり、連盟で、

第一回・第二回の理事会には、

役員としての自覚をもって最大の努力をしよう

会長 村田 昭

この財政的問題を解決した後で、役員人事の全国化を考へるべきではないのかと悩んだりもしたが、例え、一回も出席して戴けなくても、役員としての自覚を持つても

数多くの地方から選出された新しい理事が、自己犠牲を覚悟の上で出席され頭の下の思いがしたのである。どうしても、旅費ぐらいはせめて半分でも支給したいと思っ

るか、私の予想では台風の翌朝キャンセルが相当であると判断したが、見事に裏切られた。

国民所得が豊かになつたか、私の心とは全く違つた、列車不通の旅行者がドット空港におしよせ、足のふみ場もない。キャンセル待ち、一三大番目である。名古屋行き、東京行き、すべて私の順番を大人前にして満席、日向灘の上空に飛びさつて了つたのである。名古屋でも乗れたら、と名古屋から乗りつきまでメモして計画した東京理事会行きは完全に終了したのだった。これまでの努力をしても

て、経理部に旅費規程の作成を要望したりもした。

この所、全国各地の会員から、加入運動を行いたいのので資料を送つてくれとか地元の未加入者の氏名等を調査してくれとかの手紙がくる。

小松理事の原稿を読ませて戴いた時には、一言で云つて、「有難う」の言著しか思い出せなかつたこの気持こそ、今後の全国青税連の支えではないかと思つたりもした。九十五名の役員は青年税理士としての純粋な心で結ばれているのです。

行けなかつた広報部理事をどうぞ御許し下さい。

広報部としては会員一人一人が今年は一人を増加目標に努力すれば、より以上強力な全国青年税理士連盟が出来あがつて行くのではないだろうか。

特に地方においては、着々と重ねて努力する事がなにより大切な事だと思われる。



会費払込案内

● 月額 100 円 ●

振替口座番号 東京 95281

加入者名 全国青年税理士連盟

納入方法

税対委員会開催

10月20日 於・東京



◆税理士試験科目に議論が集中した

本年度、初の税理士法改正対策特別委員会は十月二十日午後二時より研究部会と同じ場所で開催された。

日税連が現在、執行部の原案を作成している時、「税理士法改正に関する第二次試案」に対する全国青税連としての意見書を作成することは時期的に遅い感があるが

必
税
か発

なお、二次試案に関する意見書原案がまとまったら、理事会の承認を受けて、会員に配布することになっている。

研究部会開催

10月20日 於・東京



◆付加価値税理論小委員会の人選終る

研究部は十月二十日午前十一時より二時まで東京税理士会館で四国・東海からの担当理事・村田会長・矢頭担当副会長の参加をえて開催された。

主要な議題は、十一月十九日東京で開催されるシンポジウムの運営と付加価値税理論小委員会の人選であった。

シンポジウムに関しては、報告者を含めて話しあい、五周年記念行事の一環として行ない、開催地の東京税理士会の会員にも参加呼

びかけを行なうことになった。

又、付加価値税理論小委員会は去る第二回の理事会で設置が決定したものであり、理論的研究を掘り下げる小委員会であり、亀田研究部長を委員長として東京・大阪名古屋、その他から二名の委員と研究部の副部長をあてることになり、十二月初旬に第一回の会合を開き、委員会としての意見書(原案)を作成し、十二月開催予定の第三回理事会にかけることに決定した。

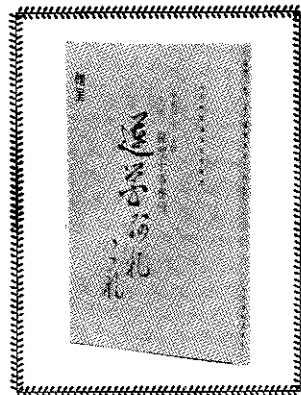
月刊『会計ニュース』今がご契約のチャンス!!

贈呈 「実例」税理士事務所運営あれこれ

A 5判
180頁

会計ニュース会員全員に謹呈
向う1年間、何月からでも
今ご契約戴ければ贈呈

- 目次
- 第1章 税理士業務以外を法人化した例
- 第2章 後継者問題
- 第3章 コンピューター問題
- 第4章 税理士事務所の就業規則集
- 第5章 顧問先の会運営
- 第6章 職業会計人としての挨拶集
- 第7章 税理士の病気
- 第8章 会計ニュース利用
- 第9章 特別寄稿



会計ニュースの (株)日本経営通信社

本社 東京都新宿区新宿2-57
佐原ビル4F7F
352・0769 356・0769

----- 経通グループ
日本経営通信社の姉妹会社
(株)日本経営企画
(352) 0418 (356) 0061
(有)日信発送社
(352) 3725

昭和四十六年七月十八日改正

第一条 本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条

本会の目的は、下記の通りとする。

- 一、税理士制度の発展強化
一、会員相互の研修及び親睦
一、会員相互の連絡、提携及び資料交換

第三条

本会は、各地の青年税理士の団体及び個人をもつて組織する。

2 前項の団体は会員数二十名以上とする。

第四条

本会の事務所は会長がこれを定める。

第五条

本会に次の役員をおく。

- 一、会長 一名
一、副会長 五名以内
一、理事 百名以内

第六条

会長は、本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し、

会長事故あるときは副会長の互選によって会長の職務を行なう者を定める。

第七条

本会に会計監事五名以内を置く。会計監事は会計を監査し代議員総会に報告する。

第八条

本会の役員及び会計監事は代議員総会において選任し、任期は、翌期定時代議員総会の日までとし再選を妨げない。

第九条

但し、補欠選任者は前任者の残任期間とする。

第十条

本会の会議は定時代議員総会、臨時代議員総会、理事会とする。会議の招集は会長が行なう。

第十一条

理事会は役員をもつて構成する。定時代議員総会は毎年事業年度終了後二ヶ月以内に招集し、臨時代議員総会は会長が必要ありと認めるとき又は代議員の三分の一以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときにはこれを招集しなければならない。

第十二条

代議員総会は本会運営に関する事項を決議し、理事は代議員総会の決議に基づき会務を執行する。

第十三条

代議員の選出方法は別に定めるところによる。

第十四条

会議はすべて出席者の過半数をもって決する。委任状はこれを認めない。

第十五条

本会には必要に応じ部会及び委員会を設けることができる。

第十六条

本会の事業年度は毎年七月一日に始まり翌年六月三十日までとする。

第十七条

本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもつて支弁する。

第十八条

前条の会費は、一名につき月額一〇〇円とする。

第十九条

本会の規約の改正については理事会が発議し代議員総会の議を経る行なう。

代議員選任規程

第一条(選任の対象)

本会の代議員は会員の中から選任する。

第二条(選任の方法及びその数)

- 1 各団体における会員の互選により選任するものとし、その数は各団体の定数三名と更に会員数十五名につき一名とする。
但し個人加入会員については十名につき一名とする。
2 会員の数は毎事業年度末の員数を基準とし定時代議員総会終了の日から一ヶ月以内を選任するものとする。

第三条(任期)

代議員の任期は次期代議員選任の日までとする。但し欠員補充のため選任された者については、前任者の残任期間とする。

第四条(補充)

代議員の欠員については、三ヶ月以内にこれを補充しなければならない。

編集後記

第十二号をお届けしました。

本号は、埼玉青年税理士クラブの創立総会の記事を、一日でも早く全会員に報道したため、発行日を最終入稿日に合せましたので、当初予定の十一月一日が、二十日号の発行日に変更してあります。どうぞご諒承下さい。

又、本号は、木村日税連会長と村田会長との対談を掲載しました。今後、このような企画を考えておりますので、前号の対談記事をも含めて、会員諸兄のご意見、広報部に対する要望など、電話やハガキ等でお寄せ下さい。

全国青税連の広報部として、われわれは、常に全国各地の取材に努力してまいります。ご依頼した原稿はもとより、全国会員の積極的な寄稿を切望しております。

(広報部)



全国青年税理士連盟
東京都目黒区碑文谷1丁目19番13号
電話(03)716-5332・7563
理事 村田昭 事務所 昭一社
副理事 村田吉 原啓一社
会 長 村田昭 啓一社
副 会 長 村田昭 啓一社
発行人 村田昭 啓一社
印刷所 昭一社